

令和6年度 第1回 門真市立学校いじめ防止対策審議会 議事録

開催日時 令和7年2月26日(水) 18:10 ～ 21:10
開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室
出席者 峯本耕治(弁護士)、竹内和雄(学識経験者)、足立賢介(弁護士)、
阿部彩(臨床心理士)、佐々木千里(社会福祉士)
事務局 水野知加子教育部長、峯松大輔教育部教育監
大倉善充教育部次長、井手邦宏教育部総括参事
高山拓也学校教育課長、田中力学校教育課課長補佐、
服部匡紘学校教育課副参事、前馬淳策学校教育課副参事
中川賢治学校教育課副参事
傍聴者 1名
議 事

事務局

それではお待たせいたしました。第1回門真市立学校いじめ防止対策審議会を開催いたします。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日司会を務めます、教育部学校教育課長の高山でございます。よろしくお願いいたします。それでは、開催にあたりまして、教育部長水野より、ご挨拶を申し上げます。

事務局

ただ今、紹介にあずかりました教育部長の水野でございます。令和6年度 第1回 門真市立学校いじめ防止対策審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平素は、本市教育行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、またこのようなお時間にもかかわりませず、ご参集いただき、誠にありがとうございます。本審議会は、いじめの防止等のための対策の推進と、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を所掌事務としております。

今年度より、所掌事務のうち、いじめの防止等のための対策の推進についてご審議いただくため、本審議会をいじめ防止対策推進法第14条第3項に規定されたいじめ防止対策を実効的に行うようにするための附属機関と位置付け、年度ごとに定例的に開催してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、令和5年12月に答申をいただきました「いじめ重大事態調査報告書」の中の「再発防止に向けての提言」について、取組状況や市内小中学校のいじめに関する状況等について、この後、担当よりご報告させていただきます。委員の皆様には専門的見地から、様々なご意見・ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局

それでは案件1として、事務局職員を紹介させていただきます。
教育部長 水野知加子でございます。教育部教育監 峯松大輔でございます。教育部次長 大倉善充でございます。教育部総括参事 井手邦宏でございます。学校教育課課長補佐 田中力でございます。学校教育課副参事 服部匡紘でございます。学校教育課副参事 中川賢治で

ざいます。 学校教育課副参事 前馬淳策でございます。最後に私、学校教育課長の高山拓也でございます。よろしくお願いいたします。

では、ここから着座にて失礼いたします。次に、お手元の資料の確認をしたいと思います。1点目、配席図。2点目、審議会委員名簿。3点目、会議次第。4点目、審議会等の会議の公開に関する指針。5点目、資料1－1「再発防止に向けての提言を受けて」、資料1－2門真市版スクリーニングシート見本2種類、資料1－3門真市「チーム学校」支援体制充実事業ポンチ絵、資料1－4生徒指導関連の取り組み年間計画。資料2「市内小中学校におけるいじめ認知件数等について」。資料3「いじめ重大事態の発生状況等について」及び資料3附属書類（Excel表）。すべて揃っておりますでしょうか。

これ以降の議事進行につきましては、会長をお願いいたしますが、会長以外の皆様方、ご発言に際しては、お手元のマイクのボタンを押して行っていただきますようお願い申し上げます。それでは会長、よろしくお願いいたします。

会長

よろしくお願いいたします。これ以降私のほうで議事進行させていただきます。

それでは最初にですね案件2として会議の公開非公開について、であります、事務局のほうから御説明をお願いします。

事務局

はい、案件2「会議の公開・非公開について」について御説明させていただきます。

お手許の【資料4】「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。この指針は、本市の審議会等の附属機関及び専門委員で構成する協議会の公開に関する取扱いをお示したものです。この指針の第3条に会議の公開の基準として原則公開、そして第4条に公開・非公開の決定として、審議会等の長が会議に諮って決定するとありますので、会議の公開・非公開を決定していただきますようお願い申し上げます。

会長

それでは、まずこの審議会を公開するかどうかについてお諮りしたいと存じます。私といたしましては、次第1、2については個人情報を取り扱わないと想定されるため、指針の原則に基づいて公開とし、次第3以降については内容を鑑みて、個人情報保護の観点からも、指針の第3条1号の「不開示情報に該当する情報に関し審議等を行う場合」に該当するものと考え、非公開ということにしたいと考えますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

会長

はい、ありがとうございます。それでは、次に次第4、その他についてということですが、事務局の方で、今は次第4のところに「その他」と、記載を入れていただけてますけれども、私から本日「その他」で審議したいということは特にない、というふうに考えていますが、事務局のほうから何か別にございますでしょうか。

事務局

ございません。

会長

はい、分かりました。委員の皆さんから、本日「その他」で審議したいことはありますか

委員一同

ありません。

会長

はい、ありがとうございます。それでは、次第3が「非公開」、次第4が「公開」となりましたので、次第3と次第4を入れ替えて、次第1、次第2、次第4を「公開」で行って、次第3を「非公開」という形で行いたいと思いますが、皆様それでいかがですか。

委員一同

異議なし。

会長

ありがとうございます。では、非公開に関わって説明などがありましたら、事務局から説明願います。

事務局

はい。ただいま、会長からお諮りいただき、本会議の公開・非公開については、先ほどご確認いただいたとおりとします。

次に、会議録の取扱いについてであります。資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。まずは、会議録の作成についてです。指針第7条に基づき、審議会の会議は、ボイスレコーダーで録音させていただき、会議終了後2週間をめぐり、全文筆記で作成することを原則とさせていただいております。ただし、全文筆記については、「てにをは」等発言内容に齟齬が生じない範囲で修正及び簡略化させていただくことがあります。

次に、会議録の公表についてです。次第2までは指針第8条に基づき、会議録を情報コーナー等で閲覧に供することにより公開、次第3以降については指針第9条に基づき、審議内容の性質、非公開とした理由、不開示情報等を勘案し、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分配慮した上、公表するよう努めるものいたします。したがって、非公開箇所につきましては、公表可能な「議題」のみ公表することとします。

説明は以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。

では、今、事務局から説明が終わりましたけども、このことについて、今の点について何か。御意見等ございますでしょうか。いいですか。はい。

特に御意見がないようですので、会議の公開・非公開については、このとおり実施していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは本審議会について次第2、順番を入れ替えて先に次第4について公開。その後次第3にいて、次第3については非公開と決定いたします。本日傍聴に来られてる方がおられましたらその旨お伝え頂きたいと思います。その間ちょっと中断させていただきます。

《傍聴希望者 入室》

会長

はい、それでは会議を再開したいと思います。

それでは最初に次第1で提言を受けたいじめ防止対策の推進状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、「提言を受けたいじめ防止対策の推進状況について」報告いたします。資料 1-1 をご覧ください。

門真市立学校いじめ防止対策審議会から、令和 5 年 12 月 18 日付け「いじめ重大事態調査報告書」の中で、「再発防止に向けての提言」としていただいたのは、具体的には【9 点の提言事項】でした。本日は、提言に沿って本市の生徒指導の取組を御説明いたしますが、令和 4 年 2 月の事案発生を受け、令和 5 年 12 月の答申を待たずに市として開始していた取組も含まれますので、お知らせください。

提言事項 1 は、「法が定める「いじめの認知」と「組織的ないじめ対応」の必要性に関する意識の徹底とその体制整備」でした。その具体的な小項目としては、（１）法第 2 条に従った「いじめ（又はその疑い）の認知」の徹底、（２）いじめ対策委員会の体制整備、（３）定期的ないじめ対策委員会の積極的活用、（４）各学校における、年一回（年度初め）に全教職員向けのいじめ対応研修の確実な実施。

もちろん、いじめの積極的な認知については、答申以前においても教育委員会として校長会・担当者研修等で繰り返し指導・助言していましたが、徹底に課題があったことは、調査報告書内でも厳しく御指摘いただいております。

令和 6 年度からは、全校の全教職員がいじめについての共通認識の下、組織的に認知していけるよう、年度当初に全校で校内研修として実施する「いじめ問題対応研修」の資料を市教育委員会が作成しており、4 月中旬に各校に実施報告を義務づけております。これにより、経験年数や異動等に左右されることなく、「いじめの定義と認知」から「校内いじめ防止対策委員会」の目的や構成員、「議事録等の記録の残し方」まで、市内全ての学校で働く教職員が共通認識の下で取り組むことを徹底しております。

また、令和 3 年度までは、市全体で 1 名であった門真市子ども悩み相談サポートチームの SSW についても、徐々に拡充し、令和 6 年度には中学校区 1 名の延べ 6 名にまで拡充。また府費 SC の小学校への配置拡充に加えて、市費の子ども悩み相談サポートチームカウンセラーも、令和 3 年度までの 1 名の週 3 日から、週 5 日の 3 名に拡充しております。これらによって、各校で実施されている定期的ないじめ対策委員会や、臨時的なケース会議にも様々な専門家の参加を得やすくなったものと考えております。

また、小項目の（５）「教育委員会における各種研修の充実。教職員のスキル向上と学校への周知・徹底」については、以前から実施してきた生徒指導関連の研修に加え、例えば、自殺予防教育に精通し、「生徒指導提要」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂にあたってこられた、学識経験者をお招きした教員研修を令和 4 年度から 3 年連続で実施、例えば、SSWSV による「スクリーニングや子ども理解、いじめに関する組織的な対応等についての生徒指導研修を年間複数回実施、例えば、各校に配置されている府費 SC に、市で追加予算を取って、全小・中学校で「SOS の受け取り方研修」を実施、また、例えば、大阪府のネット対応アドバイザーを務める事業者から、教員向けの SNS トラブル予防研修を実施等、研修の充実と教職員のスキル向上に努めております。

このまま続けてもよろしいですか。

提言事項 2、いじめの定期アンケートの効果的な活用。いじめの定期アンケートの活用については、資料 1-2 をご覧ください。

現在、本市では年 3 回の子ども向けいじめアンケートを単体として実施するのではなく、教職員によるスクリーニングと合わせて実施しております。

具体的には、資料 1-2 の 1 枚目。従来のいじめアンケートの質問項目に、学校生活に関する他の質問を加えたアンケートをフォームで実施。いじめ被害を伺わせるような質問含め、予め設定した質問で有意な回答をした場合には、必ず教職員による面談で聞き取り、記録します。これが「子どもの捉え」です。次に、資料 1-2 の 2 枚目の左側。教職員によるスクリーニングも、同じく全ての学校で年 3 回実施しております。これが、「教職員の捉え」です。最後に、「子どもの捉え」と「教職員の捉え」をつなぎ合わせて一覧化し、「門真市版スクリーニング

シート」を作成しております。

この門真市版スクリーニングシートの右端には、先ほど御説明した教育相談で聴き取った内容の記録が自動反映されるシステムとなっております。そして、各校に配置されている府費 SC に、市費で「スクリーニングチェック」予算をつけ、カウンセラーによるチェック。また、子ども悩み相談サポートチームの SSW によるチェックを実施することで、「校内スクリーニング会議」において教職員＋SC＋SSW の三重チェックを行う体制としております。

作成した門真市版スクリーニングシートについては、校務支援システムに格納・保管することで、随時、教育委員会からも確認可能となっております。これらによって、「いじめの定期アンケート」を実施し、教職員が聞き取って記録するだけでなく、多くの質問項目・観点から子どもの状況を一覧化し、専門家と連携しながら誰一人取り残さずに子どもを見守る体制とするように努めております。

提言事項 3 生徒指導体制におけるチーム支援体制の確立です。これについては、資料 1-3 をご覧ください。

本市では、生徒指導に関する事業を令和 5 年度より大きく再編拡充し「チーム学校」支援体制充実事業としております。これは、教職員だけで生徒指導に取り組むのではなく、様々な専門家から助言をいただいたり、関係機関・専門事業者に直接子どもと関わっていただいたりするなど、「チーム学校」としての生徒指導体制を構築することを目指しております。ですので、これまでに提言事項 1 で御説明した、様々な専門家による研修や、提言事項 2 で御説明した、SC・SSW と連携したいじめアンケートを含めた門真市版スクリーニングも当然含まれてまいります。他にも、例えば令和 5 年度からは、大阪府のネット対応アドバイザーもつとめておられるスマホ・SNS トラブルに関する専門事業者を全ての小・中学校に招聘し、最新のアプリや危険なサイト等を実際に映し出ししながら、子どもや保護者に直接 SNS トラブルやスマホとの正しい付き合い方などについて授業をしていただいております。

また、令和 6 年度からは大阪弁護士会のご協力をいただきながら、弁護士が直接小・中学校の教室を訪問し、子ども達に対して「いじめ」の法的な規定や構図等について分かりやすく教えてくださる「いじめ予防授業」も実施しております。

さらに、令和 5 年度から、子どもたちが、GIGA スクール端末や LINE からインターネット上の相談専用システムに接続。心理士等の専門相談員にリアルタイムチャット機能を用いて、様々な悩みを相談できる「門真市こどもオンライン相談」を実施しており、年間 3 期ある相談期間には、学校で教職員から相談窓口を周知し、GIGA スクール端末の持ち帰りと合わせて実施する等、教職員や保護者にも相談しにくい子どもが、SOS を発信しやすい体制づくりに取り組んでおります。

提言事項 4、特別支援教育と生徒指導の効果的な連携体制の構築。本市では、各校の生徒指導担当、支援教育担当が参加した研修を実施しており、例えば、精神障がい当事者の方をお招きして、「学齢期にこのような苦しさがあった。」「学校の先生にこう配慮してもらえたことが助かった。」等のお話を伺ったり、特別支援教育に専門性を有する教員から障がいのある児童生徒の理解と、特別な支援が必要な子どもの問題行動・非行の背景についての講義を実施したりするなど、生徒指導担当者と支援教育担当者の連携に資する研修内容となっております。

また、校長会や各種研修等をとおして、必ず「校内いじめ防止対策委員会」の構成員に各校の支援教育コーディネーターを入れるよう、逆に、各校の「校内支援委員会」に生徒指導担当者を入れるよう指導・助言しており、各小・中学校において、特別支援教育と生徒指導の効果的な連携体制の構築に向けて取り組んでおります。

さらに言えば、「特別な支援が必要な子ども」は、本市においては障がいのある子どもだけでなく、例えば日本語指導が必要な子ども、例えば虐待を受けている、十分な愛着形成がなされずにいる子ども等、様々な子どもが想定されます。したがって「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、「個別最適な学び・協働的な学び」であるとか、「探究的な学び・子ども主体の学び」といった、いわゆる「教育課程」や「学力向上」の分野で語られることの多い言葉も、「生徒指導」「特別支援教育」「人権教育・日本語指導」の視点で捉え直し、担当や校務分掌を越えた連携が必要であるとの考えで取り組んでおるところでございます

提言事項5、ハイリスクのいじめ事案の防止と対応方法についての教職員研修の実施。提言事項6、SC、SSW、スクールロイヤー等の専門職をより早期に活用できる体制の整備と積極的な活用。提言事項7、サポートチーム等の外部専門家のチーム支援を受けることができる体制の整備。提言事項8、自殺リスクを示す症状・シグナルの理解と児童精神科医等の専門家に早期に相談できる体制の整備。これらについては、既に御説明したことで重複する部分も多いため、一部を割愛しますが、「チーム学校」支援体制充実事業の拡充に伴って、門真市子ども悩み相談サポートチームの構成員に、令和6年度からは精神科医や弁護士も加わっており、令和4年度以降のカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充と相まって、各校からの依頼に応じた個別面談や、重篤ないじめ事案のケース会議で、非常に多くの活用につながっているところです。悩み相談サポートチームに限らず、これまでに御説明した「チーム学校」の一員として、本市のいじめ対策の推進にご助力いただいているのは、いずれも高い専門性を有する各種専門職・事業者の方々ですので、当然予算規模も大きく増加傾向にあります。教育委員会といたしましては、厳しい財政状況となっている本市において、今後も各種専門家や事業者の力が、いじめ防止対策の推進に必要不可欠であるということについてエビデンスを持って訴えていくとともに、最後はやはり、【提言9】で御説明するように、毎日子どもたちを直接見守り、指導・支援する「教員」と「学校教育」の質向上に努めてまいりたいと考えております。

提言事項9、生徒向けの人権教育、いじめの予防教育の充実。1、いじめ問題を自分事と捉え、児童生徒が正面から向き合うことを目的とする主体的ないじめ防止教育。2、SNS上のいじめを防止し、効果的に対処することができるようにするための教育・研修。3、SC、SSW等に加え、医師、臨床心理士等の外部講師と連携した自殺予防教育。1や2については、先ほど御説明した「弁護士によるいじめ予防授業」や「専門事業者によるSNSトラブル予防授業及び教員研修」が中心の取組となりますが、資料1-4に例示しておるとおり、生徒向けの人権教育、いじめの予防教育は、年間を通した計画性と、小・中9年間をとおした系統性が必須であり、これは「教育」の専門家である我々教育委員会と学校、教職員が、子どもの状況や発達段階等に合わせて主体的に作り上げるものであります。

資料にお示ししているのは、あくまでも教育委員会から令和5年度当初に学校に示した、中学校のモデルプランであり、各校の生徒指導担当者や命の教育（SOSの出し方教育）担当者が中心となって、自校なりの年間計画を作成しておるところです。教育委員会といたしましても、各校の主体性のみに委ねるのではなく、令和6年度から通常の学校視察・訪問に加えて、生徒指導担当者による全小・中学校全クラスへの訪問と指導・助言を開始しており、人権教育やいじめ予防教育の好事例については、市内への波及に努めております。

以上、提言を受けての進捗状況についての報告でございました。

会長

はい、ありがとうございます。

それでは、やっぱり今の御報告に対して、最初御質問頂きましょうか。一つ一ついきましょう。提言事項の、市に關しての推進状況の御説明を頂きました。提言事項1について何か確認しておきたいところありますか。

委員

私の方からよろしいでしょうか。他の自治体で自分がスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーという立場なので、スクールソーシャルワーカーに関してお尋ねします。スクールソーシャルワーカーの配置拡充というところが、既に中学校区に1名というのは文科省がもう何年も前に示していた、「中学校区に1人」というところが終わりましたということなので非常にありがたいなというふうに思うと同時にですね、配置すればいいという問題ではないので。

校区に配置したスクールソーシャルワーカーを、どういうビジョンで活用しようと思っておられるか。具体的にこの配置されたワーカーさんに、何を求めていらっしゃるのか。

事務局

まず、配置の拡充については、中学校6校区に延べ6名の配置ということですので、一応御指摘頂いたように、文科省の基準には達してきたかなとは考えております。一方で、当然、週1回の配置ですので、今後もさらなる拡充を訴えていきたいとは考えております。

次に、御指摘頂いたように、配置すればいいというふうに全く考えておりません。おっしゃるとおり、配置したあとスクールソーシャルワーカーをどのように、われわれ教育委員会として活用するように学校に指導・助言しているのか。そして学校側が活用するのか、このあたりが重要になってくるかなと考えております。

ここについては令和5年度のときに、配置が大分拡充されて4枠になったときに、スクールソーシャルワーカーの活用に関するガイドラインというのを、本日の資料でちょっとお示しできていないんですけども、その時期において各小・中学校にお示ししました。

これまでスクールソーシャルワーカーは、原則ケース会議での助言であるとか、そういうところを中心にしてきたところが多かったんですけども、6枠に拡充いたしましたので、一部拠点的に関わっている学校については、やや直接伴走的な関わりを開始しております。

一方で、他市等でお聞きするような、例えば市役所の窓口には保護者の方と直接行かれたりだとか、スクールソーシャルワーカーのみが、プレーヤーとして駆け回るような、そういうところまでは、まだ到達は早いと考えておりまして、原則的には各校でのいじめ対策委員会やケース会議等に入っただけの指導・助言といったところを中心にする、このようなことを学校に示しております。

また、配置の頻度ですとか、もちろん目的ですとか、そういったあたりもガイドラインにて各校に示し、それを配置校拡充後の進捗状況といいたししょうか、各校の活用状況等を担当がつぶさに見ながら、ガイドラインの改定も数年に一回していかななくてはと考えている、このような状況でございます。

委員

ありがとうございます。お話を聞いてて、ますますちょっと分からなくなっているところがあつたんですけども、窓口に行くのが、まだ時期尚早ということだということですが、そのこと自体はソーシャルワークの一部の直接援助のケースワークであり、初心者のスクールソーシャルワーカーでもできそうな活動だと思います。

示されてる内容はチーム学校であつたりとか支援体制充実とか、真ん中のところに発達支持的生徒指導の推進っていう、大きなものが書かれていて、そこに資する、ワーカーの専門性の活用っていうところにおいて、先ほどのご説明では、ちょっと私の中でつながりにくい状況だったので、まだこれに関連して、後の提言のところでも、もうちょっと具体的に御質問させていただきたいかなというふうに思いますけれども。申し訳ございません。

非常に丁寧な御説明を頂きましたけれども私の中でさらなる、また質問をさせていただこうかなというふうに思いまして、ありがとうございます。

会長

はい、ありがとうございました。

副会長

いいですか。

会長

どうぞ。

副会長

今、事務局の非常に明快で分かりやすい説明だったんですけども、私の立場上、今回の生

徒指導提要を書いた関係があって、全国の自治体を見てるんですけども、スクールカウンセラーは配置されて長年経つので、ある程度質は均一化されたところがあるんですけど。

このスクールソーシャルワーカーというのは、本当に玉石混交で、発達支持的な生徒指導とかね、スクールソーシャルワーカーとして動いてるところもたくさんあるんですけども、資格の面もあるんですけども、スクールカウンセラーと同じことをスクールソーシャルワーカーがやってるところも実はたくさんあって、やっぱりそういうソーシャルワーカーを入れればいいというものではなくて、何をどこでどう使うかお品書きを、まず教育委員会で示せるかどうか大きなポイントだと思います。

余談なんですけど、日本でスクールソーシャルワーカーのはしりの頃、私ある市教委でスクールソーシャルワーカーの担当しておりまして、担当していたスクールソーシャルワーカーが〇〇委員だったんですね。それでよく分かるんですけども、学校全体を俯瞰しながら、子どもと学校と、それから地域とか行政のいろんなものをつなぐ役割のところに行ってくれるスクールソーシャルワーカーと一緒にいるんですけども、つつい必的にプレーヤー化してしまうんですね。子どもの横にずっとおりながら、一緒になって先生を責めたりする人もいるし、だからこのスクールソーシャルワーカーの拡充というところは、これ本当に各地でスクールソーシャルワーカーに資質の見極め含めて、お品書きをつくることも含めて、やっぱりこれは大きな課題なんじゃないかなと。

ちょっと今回の趣旨に沿った発言だったか分かりませんが、非常に重要だと思ったんでちょっとつけ加えました。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

今の点でもほかの点でも、いいですか。委員。

委員

すみません、1点だけ。

市の教育委員会作成の資料で、年度当初に校内で研修を実施されている。実施報告を義務づけられているというご説明があったかと思うんですけど。まあ実施報告をどのような形で報告を受けているのか、私分からないんですが、研修を受けて教職員の方から何か質問が出たり意見が出たりとか、そういったものも報告に含まれていくとすれば、そういったものが翌年度の教育委員会作成の資料に反映をされてどんどんバージョンアップをされていっているのかどうかということをお伺いしたいです。

事務局

はい、お答えします。

年度当初のいじめ予防研修の内容については、基本的ないじめの法に基づいた定義であるとか、認知する中身ですね、具体的なワークを入れながら、結論全部認知になるんですけど、先生方の捉えとしては、「これも認知するんだな。」みたいなところの確認というのができているかというふうに思っています。

昨今、重大事態対応も増えてきていますので、その辺りも含めて、研修の中で取り扱って、しっかりと教職員全体で対応していくところにポイントを置いた研修になっています。

これについてはエクセルで表を作って、そこに実施の状況、誰が参加していたのか、基本的には全員なんですけど、どういう反応だったのか。どういう効果が見込まれている、確認できたのかという辺りを管理職が作成、報告するものになっています。今年度初めて実施してみて、お伝えしたとおり教職員が改めて、認識が深まったであるとか、今後、学校の体制として、どのように、しっかりと認知してそれに対応していくのかっていうのを考えるきっかけになったというような回答を得ています。

次年度に向けてもちろん更新を進めていまして、ワークについてはまた入れながら、いろん

なケースがありますし、実際の事例そのまま使うわけにはいかないですけど、参考にしながらしっかりと漏れの無いようにすることと、いじめを認知するためのアンテナを高めるような、そういった内容をしっかりと押さえて、法に基づいたいじめ対応に資する中身として更新したいと考えています。

会長

今の SC にしろ SSW にしろ、大分配置を充実させていただいて、どこも活用できる体制になってきているのかなっていうのが、進んでるところかなと。

でも実際に、このいじめ対応のところにしっかりその専門性を活用できるようになるっていうか具体的に、何してもらおうのかっていうのが、もう少しガイドライン的な、もう既に今、あるのかもしれませんが、そこ学校現場で、SC・SSW をどういうふうに活用していくのかっていうのは、ちょっと実践的な取組がいるのかなっていうのが、多分それぞれ SC・SSW がいじめ対応について何をせなあかんのかというのは、それぞれの SC・SSW への研修といいますかね、ガイドラインの中には一定程度あるかなというふうに思いますけど。理屈上は、今おっしゃっていただいている、いじめの認知のレベルで、これっていじめに当たりますかっていうレベルのところ、専門家のサポートが必要になってくるケースも、基本的には全部いじめとして認知されて対応することなんだけれども、そのレベルと初期対応して、事実調査の仕方、子どもからの聞き取りをしても簡単ではないケースがあるので、なかなかしゃべってくれない子どもからの聞き取りをどうしたらいいのかというのは、かなり専門的な視点、アプローチが要るかなと思いますし、事実確認して何があったか分かった上で、子どもたちにどんな指導や支援が必要なのかっていうことの見立てをしないとあかんで。見立ての段階のところは多分、SC にしろ SSW にしろ、最大の活躍場面かなっていうふうに思いますし、そこから指導・支援のプランを立てて見守りのプランを立てていくっていうのを、組織としてやっていかないとあかんで、学校の先生のスキルアップを図らないといけないということとともに、そこに SC・SSW をどう活用していけるのかっていうのは、大事なかっていうふうには思いますので。その辺をちょっとこう、多分 SC・SSW 側も、いじめ対応のところからは、なかなか関与するまだ配置人数とかが少ないとかね、タイミングがケースが起こったときにすぐケース会議に行ける、みたいな形になったら。それは大分できるようになっているかなというふうには思いますので、そこに早く関わることによって、今申し上げたようないじめ対応に求められる一連の手続のところで、どれぐらいサポートしてもらえるのかっていうのは、大事なかなと思います。そこをちょっと教育委員会や学校側も、それから SC・SSW の側も少し意識して、どういうふうに活用してもらえるのかとか、サポートできるのかっていうのを、ちょっとお互い考えて実践して、報告していくみたいな取組がいるのかなというふうには、お聞きしてて思いました。

それで、さっきの SSW は、もう SV 体制も取られたんですかね。

事務局

スクールソーシャルワーカースーパーバイザーについては、府教育庁から配置いただいています。

会長

はい、一応もう一つだけ、形のことなのですが、各学校のいじめ対策委員会のメンバーに SC・SSW は両方とも入っている形には、今なっているんですか。

事務局

構成員としては、入っております。ただ、会長の方から御指摘あった課題ですね。必ず勤務日等が近々にあると限らなくて、早急にいじめ対策委員会を臨時に持たなきゃならないとなった時に、参加がなかなか難しかったりするっていう課題は、学校から聞いておるところでございます。

会長

一応、ここで提言のところに、各学校で年1回、年度初めに全教職員向けのいじめ対応研修の確実な実施っていうのは、今申し上げているようなことも含めて、いじめ対応、認知のところからスタートして、こうだっていうようなことを、短時間でも毎年やっていただきたいという、趣旨の提言だったと思うんですが、この辺がもうずっと引き継がれながらやっていくことにはなっているってことですか。

事務局

はい、いわゆる当初の研修の資料の質を高めて、統一していくためにそのように教育委員会が作成しておりますし、〇〇委員からも頂いたように更新していかななくてはいけないことですし、今会長からも御指摘頂いたように、専門家の活用の側面からのいじめ対策委員会というあたりについても、やっぱり今御意見頂いたことを反映させてまいりたいと考えております。

副会長

はい、ちょっとすみません短時間で。とても、よく考えられている内容だと思うんですけどちょっと、2点言いたいんですけども、先ほど事務局がおっしゃったように、研修の流れで、これっていじめかどうか聞いて、最終的には全部いじめだというふうに答えるんですけども、これ、私もいろんなところで実は研修をする時に聞くんですね。今から10年前に当時の文科省の課長がこれいじめですかって聞いた、オリンピックセンターで聞いた流れと同じ問題なのですけどね。隣の子が算数の答えを教えた、それで泣き出した、これはいじめか。もう一つは1回だけどついた、これはいじめか。これどちらもいじめなのですけども、いろんな学校で聞くと半分ぐらいは、まあ悪意がなかったらいじめじゃないやろ、1回目っていうのはいじめじゃないやろ。どちらも、本人がいじめだと感じるからいじめなんですね。今、日本の先生方はやっぱりね、そのレベルなんですね。だからやっぱりこう、何がいじめかっていう定義は非常に重要なんで、その辺りからやっぱり根本的に考えなければいけないというのが1点。

それからもう1点が、会長もおっしゃいましたが、専門家って言われる人同士の中での齟齬があるんですね。カウンセラーと、それからスクールソーシャルワーカーと、それから弁護士と、それからいわゆる業者ですよね、今入っておられる。そういった方々がすり合わせる機会が実はあるようでないんですね。だから私実は先々週かな、韓国のいじめ対策見てきたんですけども、一堂に会する場所が全国で179ヶ所あるんですね。っていうように門真は全国の179よりももっとも。韓国全体は179しかないんで、門真は少ないんで、その中でやっぱり専門家同士が、みんなで集まって会長のありがたいお言葉を拝聴するとか、何かそういう機会をやはり統一的に持つっていうことが何より必要だなと、私は今日改めて感じています。だからそれが一人ひとりの子どもを救うというかね、だから学校が統一的に全部教育委員会の指示のもと研修する、これ非常に大事だし、校長はそれの反応を書いて次に使う非常に大事なんですけども、やはり重要なこと、必ずやらなければならないことを、なかなか短時間にしたら難しいので、これは最低というところを毎年精査しながら、毎年状況も変えながら、ちょっと手前味噌になるんですけど私文科省のために教員研修用の、こういうのが最新の事例だという動画作成を文科省のお金でつくりました。ていうぐらい、それを全国の47都道府県と政令市の教育委員会の人たち集めてお話ししたんですけども、皆さん衝撃受けていましたね。私が思ってるSNSのいじめと全然違う。日々、いじめは変わっていくので、1年単位2年単位で変わるんで、今年よかったことが来年よくないとか、日々見直しながら、今まさに会長おっしゃったように必要なと、ちょっと話長くなりましたけど、以上です。

会長

はい。一応今言われた、SC・SSWさらに言ったらロイヤーとの協議会みたいな、まだ全国的には大阪進んで、十分かどうかはともかくとしても進んでいますよね。そういう意味では、その中でいじめ対応についての基本的な、専門職の認識を共有しておく。一応、まだ大阪比較的にできているかな、っていうふうには思いますので、

副会長

そうですね。末端の教職員とか、末端の SC や SSW に行き届くようなのが大事だと思います。

会長

はい。〇〇委員その辺どうですか。

委員

はい、今先生方がおっしゃったこと、確かに重要なことだと思いますので、お話をお伺いして、大阪府としては、SC・SSW・ロイヤーとの多職種連携はできている方と思いますが、可能であれば門真市版っていうんですかね。門真市の市の SC さんも府の SC さんと、まあ市費府費や市の SSW いろいろ状況もあるかと思いますが、例え年に 1 回でも、顔を合わせて多職種が連携して話し合えるような場があると、もっと専門性が発揮できるのではないかなというふうに思いました。

事務局

その点、今、はい、事務局からちょっとお答えします。おっしゃるように多職種連携で、その方々は毎日出勤なさるわけじゃない中で、勤務日が重ならないっていうのは、学校側の悩みですし、われわれ教育委員会の悩みでもございます。

そういう意味では、門真市は半歩ぐらい進んでいるかなと考えているのは、例えば SSW が 6 枠、本当は 3 名を 6 枠配置しているんですけども、学校に配置し切ってしまうという形ではなくて、門真市子ども悩み相談サポートチームという教育委員会直属のチームに在籍しております。スクールロイヤーもそうです。精神科医もそうです。大阪府のスクールカウンセラーとは別に門真市子ども悩み相談サポートチームにカウンセラーがおります。こういった多職種の方が集う機会っていうのを、年間複数回、当然欠席等もございますが、持っておりまして、その場合には、様々な職種の方がおられて市内で御自身が担当していたりとか、経験してきたケースについていろんな視点から検討するっていうのを教育委員会の職員ももちろん入って、いわゆる連絡会として実施してございます。その辺りは半歩進めているところかなと考えます。

委員

ありがとうございます。ここに府の SC も入ったりすることはございますでしょうか。

事務局

あの、御指摘のとおり非常に難しく、府の SC は各校のカウンセリング業務に忙殺されているような状況がございまして、そのところに府の SC お呼びするとかには至っておりません。

委員

ありがとうございます。もしですね欲を言って可能であれば、府の SC が年に数回、集まるような機会、連絡協議会のようなことがあるかもしれませんので、そこでどこか市のチームの方々が可能な方がいれば、併せて顔合わせのような機会を順次作っていただければ、より深まるかな、っていうふうに思いました。

事務局

ちょっと失礼します。今の点については、府のスクールカウンセラーの方、市内で勤務されている府の SC を集めた SC 連絡会っていうのを年間で 2 回実施していきまして、その場に子ども悩み相談サポートチームのカウンセラーであったりとか、スクールソーシャルワーカーが参加して顔合わせをして、あんまりその事例の共有とかはできないんですけど、対応について、そ

のすみ分けとかも含めて、ちょっと話をするような場っていうのは、これまでも持っていました。

今後そういう機会をつくっていかうと思えばなかなか勤務の曜日で、やっぱりその子どもの悩み相談サポートチームの人たちもその全員が出るとか、このSCの方も全員が出る環境じゃないんですが可能な限りそこに集まりましょうということで、集まっている会というのは実施しているところです。

委員

積極的に設けていただいてありがとうございます。

会長

はい、ありがとうございます。一応何回も出ているので、この提言の趣旨のところの割と大きなところを占めていたと思うんですけども、認知のところのね、認知して、とにかくコーディネーターとか、いじめ対策委員会にかけるっていう意味ですけどコーディネーターの人にこんなことありましたよって報告していただく、そこでチーム対応がスタートするっていう形になるので、担任の先生とか発見した先生が抱え込みがないように、っていうのは、ここ一番大事なところになってくるんですけど。抱え込みのパターンというのは、それいじめと思ってまっせんでしたってみたいなのも、もちろんありますよね。それから、いじめと思って一応対応してあるっていうケースがあるんですね。それなりに対応してあるんだけど、これで解決っていうか、そんなに大きなあれじゃないかなっていうので報告しない。でも実はもっと、歴史のある単発的なことがあるじゃなくてっていうので、続いていたり、それ以前のことで、かなりしんどい状況があったりとかみたいなのがある、というのはこれもパターンとしてめっちゃくちゃ多いんですね。

あとは、いわゆる生徒指導的な対応はしているんだけど、もう今、おそらく子ども同士のトラブルは、全部法的にはいじめは確かに、表面に出てるのは生徒指導問題、指導課題として見えることが多いので、指導はしているんだけど、被害側の支援、お互いがやり合ってるみたいなケースのときには、そういう見立てになって、指導の対象になるんだけど支援の視点が欠ける、っていうのでも、結論から言ったらいじめとしての認知につながっていないという。これ、学校現場ではもう、先生がたくさんいろんなケースやっている中では、なかなかそういう1個1個、報告を上げて、チーム対応につなげるっていうのは、負担感はあるし、日常の流れの中で、それがおろそかになっていくってのはめちゃくちゃ起こりやすいので、いくつものパターンがあるので、その辺を、面倒くさがらんと、しっかりコーディネーターに上げていくと。それでコーディネーターは、一応、いつも常にいじめについての感度高くて、このケースどれぐらいリスクがあるかなってみたいなのもちょっと考えながら、何せなあかんのかっていうことを、それが抜けへん人を置いてもらう。ほんで、その人が何か悩むことあったら早く専門職に、相談かけてもらうみたいなのが、実際のところでは必要なと思うので。

個々の先生方ね、それこそ先生方の認知のレベルでいろんなパターンで、ちゃんとチーム対応につなげないことになってしまうので、その辺はやっぱり意識化して、「ここ課題やで」っていうのを伝えて研修なりをやってもらったというのが一個と。最初に相談を受ける、2人いたほうがいいかなと思うんですけども、最初相談を受けるコーディネーターの人がやっぱりいじめに対する感度高い、対応についての知識高い、こんな人を養成していただくことが大事かなって、急にできるわけじゃないんで実践の中でその力をつけていただくことになるんだろうと思いますけど、それにつながるのがいいかなって。悩んだら、専門職にすぐ相談してもらうというのができるっていうのが。今その形、だいたい作っていただいて、そういう形で動いていただいているかなというふうに思いますので、そこをぜひやっていただければ。

副会長

いいですか。これあまり言うのと、今日帰れなくなりそうですが、非常に重要なことなんで。今まさに会長がおっしゃったとおりだと思います。ただ、どんどん教員が感度落ちてきている

現状がありまして、そういう先生がどんどん減ってきてます、現状ね。私も危惧してまして、どうしたらいいのかな、全国の都道府県で考えて、結局マンパワー、個人の感覚ではなかなか分からないので、AI を使ったらどうかって、一時走ったんですね。そうすると個人情報に AI に入れるのはどうかっていう。結局今のところ難しいです。

ちょっと先に行くんですが、この 2 番のアンケート。これ非常に見立てとして、データで残すっていうのが大事だと思うんですね。その中で、よくあるのが小学校 1 年生の時にケンカしてる子どもが、中学校になって同じクラスになったらまたやられたんや、っていうケースも多いんですね。だからデジタルとして把握して、データとして入力して、それを担任が見とくとか、これいついつどうなってるんや、みたいなことを、何かマンパワーでやるって大事で、会長おっしゃるように育てないといけないんですけども、実践的に。これ、中学校は門真はいくつあるんですか。6 校あるね。だからそういう人が 6 人いる。ただ育ててもすぐ教頭になるんですよ。足らんからね。それでまた校長になって。現実的に不可能なので、だからそれをやるようなシステムをつくっていかなくちゃいけないし、ちょっと韓国に行ったばかりなんですよ、韓国も昔同じように忙しかったんですけども。でも、部活とかも全部、外部に任せて、2 時半になったらもう部活も全部任せて、4 時半で帰る。その残りの時間に全部資料をつくって、もう徹底的に子ども支援に当たるんですね。

やはりねえ、何かそういう、ちょっと話それましたが、何か子どもたちに本気で教師が向きあえるような形を作らないと、もう今のままの形で教師はスーパーマンじゃないので、何もかもするっていうのは難しいんじゃないかな。特に門真は大事な子どもの命がなくなった市なんで、これをきっかけに変わらないとやっぱり、いけないなって強く思いました。以上です。

委員

すみません、私もよろしいですか。会長 2 番に行っちゃっても大丈夫ですか。

会長

どうぞ、だいが重なるので、もう、気にしないで。はい。

委員

はい、すみません、実はその 2 番 3 番 4 番でちょっと重なることに対する危惧もあるんですけども。恐らくですけども週に 1 回の勤務で 6 時間ぐらいなのかなあって勝手に想像してる。うなずいていただいてるのでそうなのかな。

会長

SSW のことやね。

委員

はい、まあ SC さんも大体同じような感じなのかなと思うんですけども。私、この間「スクリーニングシートに、チェックの子どもについてのコンサル」っていうのが、主な SSW の業務みたいないくつかの自治体の、何人かのワーカーさん方から愚痴をいっぱい聞かされています。

「SSW の本来の仕事ってそれ？」みたいな。まあスクリーニングシートの活用のことについては、先ほど大変簡潔な御説明を頂いたのでよく分かったんですが、片方でリスクは何だというふうに教育委員会は把握されていますか。

事務局

あの、全てかどうか分からないんですけども、スクリーニングシートを実施すると、スクリーニングシートの項目以外のことを見ようとするような視点が、ちょっと抜け落ちがちになったりとかするような点があるかなあ、というリスクは感じているところです。

委員

はい。そこは学校現場の先生たちからも、既に声が上がってしまして、「項目に該当しないが支援につなげたい気になる子どもたちがいるから、その他っていう項目をつくってほしい。」と。つまり、スクリーニングってというのは、実はふるいから落ちる子たちがいるよっていう、二つの側面があるんですね。

副会長

なるほど。

委員

ふるいから落ちた子どもたちが、いじめの加害被害じゃないとは言い切れない。だからスクリーニングというのは、私は単なるそのサブツールだと思っていて。やっぱり大事なことは〇〇委員もおっしゃっているように、日常の子どもを見ている先生たちの気づきのアンテナがどういうふうに立つのか、そこが、結局発達支持的生徒指導というのとつながっていくんだと思うんですね。

やっぱり子どもたちの安心・安全ってというのは、まず担任の先生に対する安心・安全がなかったら無理だと思うんです。クラスの中って。それについてはスクリーニングシートを使うことで、どういう改善ができるのかってちょっとイメージがつかなくて。さらに、ここの業務に SC・SSW を動員していくと、勤務時間あっという間に終わっちゃうと思うんです。

だからそういうことよりも、スクリーニングシートっていう補助ツールを使いながらも、しっかり子どもに向き合っている先生たちの気づきのアンテナっていうところをどう磨いていくのかっていうところに、SC・SSW の知見を生かしていただくといいのかなあ、っていうのがあって、正直いってスクリーニングありきの流れには非常にリスクは感じてます。

それと、もう一つは関連して、生徒指導体制におけるチーム支援体制の確立です。すみません会長ここまで言っちゃっていいんですか。

会長

どうぞ。全部含めてしゃべってもらっていいです。

委員

チーム学校の資料を見せていただいたんですけれども、多職種の連携はものすごく力を入れていただいている、非常に私たちスクールソーシャルワーカーの立場としてはありがたいと思う一方で、実際にスクールソーシャルワークの活動に関与していると見えてくるのは、従来型の生活指導体制のリスクなんですよ。縦割り構造。先ほどキャッチした先生がきちんとその窓口の先生に伝えていく、それはそのとおりなんですけど、じゃあ実効性のある組織っていうのが一体どういうものなのか。

それはつまり情報が渋滞しない組織。そうすると例えば、4 番目の特別支援教育と生徒指導の連携なんて、この言葉自体が私の中でチンプンカンプンで。生徒指導と特別支援教育ってセットじゃないですか。もっと言ったら教育相談も含めて。だから、一元的な組織であるべきことを「連携」という言葉を使っているっていう違和感もあります。別組織のようなとらえ方をされているのかなあと思うんで、やっぱり一番分かりやすいのは、一元的に子ども支援・指導していく組織があって、その組織の中にサブ組織としてこういうものがある、っていうのは分かるんですけれども、もしサブ組織として生徒指導体制の中に特別支援教育や教育相談の部署があるのであれば、連携という言葉を使わないと思うんですよね。やっぱりそのどこがメインなのかとかいう役割分担とかね、その組織の中の役割分担なら分かるんですけど、連携体制っていう、その表現の仕方であってちょっと違和感を感じています。で、3 番目のところに戻ると、やっぱり今 SC・SSW に求められているのは、実効性のある生徒指導体制っていうものに、どういうふうに組み込まれていくのかと同時に、今までの、よくありがちな生徒指導体制を一回批判

的に見直して、無駄というか、情報の阻害要因になってるものをどういうふうに改善し、またバージョンアップさせていくのか、マイナーチェンジしていくのか、っていう今ちょうどその令和の日本型教育っていうのは、そこが問われているのかと思っています。チーム学校も、外部と一緒にチームっていう概念が大き過ぎて、本質的な子どもに一番向き合っていく教員同士のチーム体制が、子どもたちのために、日常の中でどうチームになっていくのかっていう、そういう組織とかシステムとかっていうところで活かされるべきではないでしょうか。カウンセラーさんのことは分かりませんが、ソーシャルワークの専門性ってシステムづくりなので。そのうえで、いただいた資料から推進状況を見ると、専門性が適切に使われてないのではないかなと思って。校内に対する充実よりも、外部の支援者を入れていくチームっていうところがすごくクローズアップされている感じがして、文字面だけだとそうとらえてしまうんですけども、本当はどうなんでしょうか。

事務局

たくさん御指摘いただいたんですけども、まず最初のところだけお返しすると、確かにスクリーニングのチェックに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、もともと持っていた時間が大量に使われてしまうとなると、そこは課題だろうというのは、私たちも当初構想していたときから考えていました。ですので、まずスクリーニングチェックについては、スクールカウンセラーさんは、一定、夏休みの時間帯に、市で別途お金を確保して、夏休みでスクールカウンセラーさんの勤務がちょっと空いたときに、1学期のスクリーニングの結果をチェック頂くという形をとって、ふだんの業務に影響が出ないようにしてございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましても、これまでの年間勤務、回数的な話なんですけど、回数を拡充して、夏休み中にもこれまでなかったところも拡充したりしながら、いわゆる集中してスクリーニングチェックをしても、これまでの業務に影響が出ないという体制は確保していこうとしているところです。

あとは教職員のアンテナを高めるっていうところについても、ここも大切だと思っているので、これも先ほどもちょっと御説明した市費でスクールカウンセラーさんの、勤務の後の時間を1時間半とか2時間確保させていただいて、「SOSの受け取り方研修」というところで、先生方の安全を高められるような研修を、スクールカウンセラーさんをお願いをさせていただいてございます。

最後に御質問頂いた、あとご助言もあったんですけど、ご質問頂いたスクールソーシャルワーカーの業務というか、システムの構築だっていうところについては、今ガイドラインをちょっとお配りはできなかったんですけども、確認させていただいても、確かにそのシステム構築というあたりだとか、いじめ防止「体制」の構築だとか、それから、生徒指導と特別支援教育は連携でなくて一体であるといったこのあたりについては、今ガイドラインを確認しても、やや確かに弱いなあというふうに感じたところですので、今後市に配置されているスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの方とも相談しながら、今後のスクールソーシャルワーカーの市としてのガイドライン、このあたりの改訂につなげていきたいなと考えているところです。いかがでしょうか。

委員

ありがとうございます。いつも簡潔に御説明頂きましてありがとうございます。今の御説明だと、もう一つ違和感があったんですけど、「今ここで」っていうところで機能しませんよね。

副会長

うん。そうや。

委員

それ結局後手に回りますよね。せっかく、SSWを校区に配置させていただいて、SCさんも拡充していただいているのであれば、今ここで、っていうふうに未然予防とか早期発見・早期対応

で機能しなかったら、また悲しい思いをするケースが出てくる予想がついちゃうんですね。

そういう、このスクリーニングシートとかアンケート調査とかっていうことが、有効に使われることに関しては、大変ウェルカムなんですけれども、本末転倒の状況になってしまうと、逆に後手に回ってしまうっていうリスクもあるのかなと思うんで、やっぱり何かをつくり出すときには、メリットとデメリットと両方をしっかりと見つめた上で、なるべくそのメリットがよりメリットであるように、デメリットがデメリットとして発生しないような工夫が必要なのかなあっていうふうに思います。既に先進的にそのスクリーニングシートで子どものSOS発見っていうことに取り組んでいる自治体のワーカーさんの声を聞くと、非常にもったいないな、っていう感じがしているので、門真市さんが非常に子どもに寄り添って、っていうことを私も実感として思っているんで、同じ轍を踏まないでほしいな、というふうには感じているところです。

ありがとうございました。

副会長

まさに私も同じことを感じています。まずこのスクリーニングっていうのはね、まさに今悩んでいる子が、今答えてるので、すぐ対応してあげないと、子どもは今日アンケート答えて明日回答してくれなかったら、あそこはまさに放っておかれたと思うんですね。猶予はないんですよ。だから、やるのであればもう即動ける体制で。例えば4月に受けたのが、夏休みにやると、その間ほっとかれるわけですね。それはもう市として絶対駄目だと思います。

そこで考えるのが、私も他市で幾つか関わってる部分があるんですけども、あれグーグルフォームだからオンライン入力でしょ。オンライン入力で入ると、もう即座に集計するのは、これ、あんまり言うとも怒られるんですけども、カウンセラーとかスクールカウンセラーあんまりパソコン上手じゃない場合多いんですね。でも、職員上手い人いっぱいおるでしょ。そこが入ったやつ要するにビュビュっとして、スクールソーシャルワーカーなりスクールカウンセラーなり、もっと言うとも担任なりにアラートを鳴らすんですよ。こいつ危険やぞ。こいつやばいで。すぐにでも面談し、というふうにスツときたら、翌日にできればね。翌日無理でも、翌週に。そしたら向こうの資料を持って、「何か悩んでることあるんやったら先生聞いてやるよ」って。それがあると全然やっぱり違うと思うんですね。だから、やっぱり私たちが一番大事にしなきゃいけないのは子どもたちに言わたんであれば、言わた責任をとる必要が絶対あると。特に、記名ね。名前を入れて、名前はあったことで答えさせたんであれば、先生当然見てくれるというふうに思います。私、これまで複数の子どもが亡くなったところの第三者委員関わってますけれども、共通しているのは、やっぱりね、絶望しないと子どもって死なない。

だから先生に言うたって何もしてくれない。これ絶望につながります。だから、やはり、今言うたことには、できれば翌週には答えてあげるシステムが重要なのが一つ。それから、今回私生徒指導提要の執筆に関わったんですけども、特に、ネットのことでは中心に書いたんですけども、〇〇委員おっしゃるように、前回の生徒指導提要は盗んだバイクで走り出す子らをどう成敗するかを念頭につくったものでした。今回はどちらかというと、表面的に暴れるっていうよりも、自分のスマホで暴れ出すっていうかね。内に籠る子らにどう対応していくかってことがあったので、前以上に親分的な生徒指導というところから、特別支援の子であるとか、心に抱えている子の教育相談であるとか、そういう一体的に見ていくというやっぱり学校側も変わっていかなくちゃいけない。悲しいことに、今校長先生、教頭先生の人たちは、やっぱり盗んだバイクで走り出す頃の生徒指導を、やっぱり念頭に強く持っている先生方が多いのでなかなか変わり切れないので、ポンチ絵とかもなかなか変わらないんですね。だからやっぱりそこで新しい世代がどんどん変わっていかなくちゃいけない。それプラス、だから〇〇委員おっしゃいましたけど生徒指導、特別支援教育、教育相談、それプラス生徒会ですよ。子どもたちが自分たちでルールメイキングしていくっていう視点があると、もっともっと変わってくると思うので、また後で言おうと思ったんです9番で。子どもたちっていうのを、このポンチ絵の中に一回も出て来ない。子どもたちの議論、子どもたちの意見、出てこないのはこれ今後また後で言いますけど、大きな課題かなというふうに思います。以上です。

事務局

今、各委員から御指摘頂いたうちの、「今やらねば」っていうところなんですけど、一応念のための確認なんですけども。スクリーニングシートに反映させた後も、もちろんチェックはして対応していくんですが、いわゆるこの生活アンケートを実施した後ですね、以前はいじめアンケートとして、いじめ内容のみのアンケートだったんですけど、ほかの内容も含めて生活アンケートとしてとった後にですね。スクリーニングシートに反映させる前に、その生活アンケートがスプレッドシートで一覧化されたところで心配回答している、「そう思わない」みたいな回答している子たちに対しては、即日している学校、その日のうちから始めている学校もあれば、翌日以降というところもあるんですが、できるだけ早くに子どもの声を聞いて、相談体制を確立するっていうところが、かなり進んできたかなというふうには実感しておりますので、確認しておきます。

副会長

はい、分かりました。勘違いしていました、すみません。

会長

そこはそうやね。今までのいじめアンケートに対してはすぐ動きある体制が、ここまで来ているかな。最終的に整理をしてってとこやね。

委員

はい、それって結局スクリーニングっていうよりも、どっちかっていうと、データベースにしたほうが、有効なんじゃないかな。機能としては、

副会長

分かりやすいよな。僕みたいに勘違いしないわな。

委員

だからもう、もう機能としてはスクリーニングっていう振るいにかけるよりも、データベース化にして、今別の某市でも、かなりデータベースを、ICT使って作って、もうクリックするとアセスメントシートに飛んでいくとか、個別の指導計画に飛んでいくとか、あるいはそのいじめの会議録に飛んでいくとか、かなりもうそういうふうにして、情報をきちっとパソコンの中でしっかりと管理し、必要な情報がすぐにワンクリックで出てくるような、そういう仕組みをワーカーの提案を受けながらつくっている学校が出てきているんですね。

それって、今その門真市さんが求めているのはどっちかっていうと、そっちのほうに近い。スクリーニングシートという言葉を使っていますけれども、そういうことにも近いのかなっていうふうに思っていて、だとするとスクリーニングシートじゃなくても、データベースであれば、中学校だったら週に1回の生指委員会でもそれは活用十分にできますし、子ども同士のケンカも、まあケンカなのかいじめなのか、なかなか難しいところではありますけれども、子ども同士の関係性の変化っていうのも、先週と今週の変化みたいなことを全部データで追っていているんで、何ですかね、やっぱり学校の先生にとって実効性があるっていうふうには実感できる、今ここで使えるっていうところにバージョンアップを、せっかく作っていただいているものなので、バージョンアップされていく方向も、一つ選択肢としてはありなのかなというふうに思いました。以上です。

副会長

非常に重要なことで。中学3年になったときに、私のクラスに小学校2年生ときに天敵で、ものすごい親同士がけんかしたところがあったね。それを、中学3年生のときに、大ゲンカした

ところがあって、そのときに、えらいケンカするから「先生、あの2人担任？同じクラスにしたらアカンやんか。」ってえらい言われてね、「有名やで」って。僕全然知らなかったんですね。

そのとき思ったのは、「小学校の先生、言ってくれよ。」というふうに思っていたんですけども、引継ぎの用紙には書いてあるんです。それ僕は見逃しているんですね。というのは、引継ぎのがもうこんなたくさんあって、見ていたんですけど、やっぱり見逃していたんですね。だから、そうならないためにも、小学校1年生の貴重なデータをずっと引き継いで一覧表でパッと見られるようなそういうシステムづくりをしなきゃいけない、と私痛感しまして、生徒指導になったときに一覧表にできるシステムを作ったんです。当時私の中学校で、私が生徒指導になった時にですね。「引き継いでおけよ」って言ったんですけど、今行ったら跡形もないんです。「なんでや」って言ったら、当時「三四郎」で作っていたんです。エクセルの前の日本型の。笑っている人は昭和の人ですよ。なのでExcelで作っていたら残っていたのでしょうか。だから、昔から必要性は感じていたんですけどもなかなかできないので、やっぱり今もう令和の時代なので、そういうもう1回作ったのがずっと引き継がれるようなシステムを、まさに全国に先駆けて門真市がつくっていくっていうのは一つ大きな成果になるんじゃないかな。ぜひ、やったらいいかなと。以上です。

会長

データベース化の話はケース対応して、ある子どもについての情報入力、教員ファイルフォルダーに入れて、それで見ますよみたいな取組も、されてきているかなというふうには思うので、そこはちょっと、かなり本格的なことになるので。

事務局

ありがとうございます。御指摘頂いた点は、私たちも実はそうしていききたいとは考えております。ですので、スクリーニングシートを校務支援システムの書庫に格納するっていう対応を始めたわけです。何かというと、校務支援システム、実は本市は結構後発組でして、最近導入されたばかりなんですね。校務支援システムというのは、出欠であるとか基礎情報、そのほかにも「公簿」と呼ばれるものについては、全て入っていきます。ということは、そこに個別カルテのように、その子のいじめ被害・加害、暴力行為の被害・加害等も含めたものが全て入力されていけば、それがすなわち市教育委員会への、月々の問題行動の報告、すなわちそれが、いじめ防止対策委員会のいじめ認知の記録、今おっしゃっていただいたクリック一つでケース会議の個別記録、というものにつながっていくことが最も望ましいと私たちも当時考えておりました。

ここからは別に業者批判をするわけじゃないですか、本市が導入した校務支援システムで、その個別カルテっていうものの入力であるとか、それがいわゆる統計的な市としての調査ですよ。不登校の件数であるとか、暴力行為の件数であるとか、いじめの件数であるとか、こういうものと上手く紐付けられないかと試行錯誤したものの、現在導入している校務支援システムでは、結論から言うと、断念をした経緯がございました。

今、文科省のほうで校務支援システムの標準化というもの図ると。その辺りで標準化されたときに、それこそ先生たちはいじめの被害・加害とか、事案を報告・入力していけば、それが問題行動の件数の報告にもつながるし、子どもの引継ぎ書類にもなるし、それから外部と隔絶されたところで、個人情報の保護にもなるし。こういった、いわゆる一つのものに全部打ち込めてしまう。そしてそれが全て、教育委員会としても必要なものが入力されていて見られる。こうなっていくことが一番望ましいよなという議論は庁内ではしておるところでございます。

副会長

すみません、私あのいくつかの商社とも知り合いなので、もし本当にやりたいんだったら来年度以降、ちょっとやりますよ、できますよ。その校務支援システムの方からも「やりたいけど、やらせてくれる市がないから探してくれ」ってたまたま言われていた。というのが、

そういうことをやっていかないと、今後システム側もやっぱり残っていかない。だから是非こういう先進的な市があるっていうのは、業者も格安でやってくれますよ。やはりね、そんな、代々引き継がれていく、それが簡単にやっていけるシステムがないと、忙しい先生はやっていかないんですよ。韓国はそれ十分できている。隣の国ができることがうちができないか。でも、179の拠点がそれぞれ3億円ずつ、毎年使っているのですね、やはりやっぱお金かけていかないとね。以上です。

会長

校務支援システムの、いわゆるデータベース化によって、っていうのは、もう少し中期的な課題として。片一方で、いじめアンケートへの対応を、すぐに対応できているか。今までも起こっているのは、いじめアンケートにもう死にたいって書いているとかね。そこまでいかなかったもしいことあるっていうことを示唆することが書かれているのに、その後の対応がないままに、っていうケースが、多いので、それは無いように、っていうのは、多分それは徹底されてきているって見ていいですかね。すぐに、何か気になる記載があった、それは直接的にはいじめを示唆するものではないんだけど、何かしんどいっていう、この子しんどさ感じているよね、居場所のなさ感じているよねみたいな記載があったときに、それについて学校の先生がすぐに対応してもらっているかどうかとか、その解釈が分からないので、ちょっとサポート要るんやったら、それは専門職にこういう記載の意味はどうなのかっていうみたいなことが、すぐに相談できる体制にはなっているかどうかっていうのは、いいですかね。

事務局

はい。

会長

もしくは、このスクリーニングシート的な思考で言うたら、もうちょっと、例えばクラスの中で、今までやったら給食友達としゃべりながら食べていたけど1人で食べているとか、休み時間1人でいるとか、そもそも遅刻が増えてきているとかみたいな、もちろんそこからストレートにいじめが分かるわけじゃないんだけど、何か子どもが学校の中での居場所のなさを感じているかなとか、生きにくさを感じているかなみたいな、症状への先生の気づきのシグナルを、それを気付くことができる、先生がセンス持っているかとかスクリーニングシートは多分そういうものやとは思いますがね。その力を先生たちがつけていく。でもそれが、個々の先生の感性では、それも捉え方は全然違うから、その力をそれなりに皆さんレベル上げていくという作業と、どう見てもその力は格差が生じるから、それをちゃんと抜けないように、先生ごとに違いが出ないような、スクリーニングシステムなんかはそれでチェック、取りあえずチェックしてもらうことによって、何個か気になる情報があったらすぐ対応しないとあかんよ、みtainなことにつながるものなのかな、というふうに思うので、それを全部決まって、いつもやらなあかんみtainことになると確かに手間がかかるし、それ以外の項目は見えへんこともあるみtainな、リスクがあるのは、そのとおりでと思うので、なんですけど取りあえずそれを、先生たちの感性高めるとか、自分の感覚では中々それを読み取れへん人も、こうやってシートに書き落としてもらったら、それを見たら見られる。でもそうすると一定の迅速性がいるっていうことは確かなので、その活用の仕方とかちょっと、形をちょっと変えたほうがひよっとしたらよく、スクリーニングシートの課題みtainなもの、大分指摘されているので、有用性と課題みtainなことも出ているので、やりながら多分ちょっと見直しが必要なのかなっていうことの位置づけでいいですかね。

研修的な意味合いは大きいと思うんですよ。これっていじめのシグナルになっているねんみtainなことは、もう僕らはずっとその観点でケース見るので、こんなの当然いじめのシグナルやと思うけど、先生方は普通に見ているときに中々その感覚みtainな持たないで来てくるといふこともあるので、それを実際にその中でこれ実はいじめのシグナルでつながるんやね、と

いうことを、やっぱり先生方にも研修的な意味合いでも、感度高めてもらう、力をつけてもらうための、これも道具。実際に発見した時に使える道具っていう位置づけで、研修をちょっと丁寧にやってもらうとか、とにかく何でもいいから気になることあったら、もう全部あげてもらったらいいっていうシステムづくりとね、両方大事かなと思うので。

それと、〇〇委員が言ったので、今回の提言への対応のところでいうと、やっぱり専門職活用して、専門職の連携とか、いろんな関係機関を使つてのチーム体制みたいなことが、しっかり提案していただいているのかなと思いますが、片一方で校内チーム支援体制づくりのところ、多分これはこの中に一定、研修だったりとか、資料を用いた校内研修とかみたいなのところのところで、していただいているなと思うんですけど、専門職の活用をめっちゃくちゃ重要だと思っているんですけども、そのためには校内チーム支援体制づくりが。スタートは、とにかく気になることあったらチーム支援体制に上げるっていう、コーディネーターに連絡してそこでケース会議開くなり、小っちゃな会議でもいいからしっかり、見立ての視点を持った会議ができる、対応ができるっていう、ここの風通しの良さ、校内の中でしっかり担任の抱え込みを防ぐみたいな体制がめちゃくちゃ重要なので、外出しされる時も、そのことについてもやっている部分があったらしっかり具体的に、ここは多分今までずっと言われてきて、徹底されてきている、学校現場でやらないかんって、ずっと言われ続けてはることで、いじめ防止のガイドラインの中もそのことがメインになっているので、やってこられていることだと思うんですけども、そこをちょっと徹底してやっていますよ、みたいなことも、打ち出していただいといた方がいいのかなっていうふうには、はい。

委員

すみません、私の方からちょっとだけお願いがあるんですけども、聞いて頂けるでしょうか。先ほどのスクリーニングシートなんですけど、大事なのは今会長が言われているように、やっぱり実効性を持った組織の中の構造です。結局は構造なんです。どういう構造の組織なのかっていうところで、どんないいツールも使い切れるか使い切れないか、どんないい人材も使い切れるか使い切れないか、っていうような構造の問題だと思うんですけども、それはそれで、今、会長が丁寧に説明してくださったんですが、私もともと〇〇委員と同じように中学校の教員なので、どうしても自分の中での「スクリーニング」という言葉に引っかかりがあるんです。学校というのは、全ての子どもの幸せを願って、全ての子どもの可能性を引き出す教育機関なわけで、そこでふるいにかけるっていうような意味合い、言葉が出てくること自体、非常に私は暴力的だと思ったんですね。甚だしきはトリアージという言葉で以前使われて、話題に出たこともあって、トリアージっていうのは片一方で手後れな人は見捨てるっていう、心苦しい判断が出てくるわけで。学校現場の中で、子どもを選別するような言葉が平気でまかり通っていることに非常に危なさを感じています。

内容はともかくとして、例えばその「スクリーニングシート」という言い方じゃなくて、「気づきシート」とか、もうちょっとこう、子どもを大事にしているような、全ての子どもを大事にしているようなネーミングっていうところを、ご検討頂けますでしょうかという、最後のお願いですけれども、いかがでしょうか。もうそんなのやっている暇がないっていうのであれば、それはそれであくまでも私のお願いということで終わらせていただきます。

事務局

即答は難しいので。おっしゃっている視点ですね、スクリーニングとかトリアージという言葉の危険性という、おっしゃったことはよく分かります。一方で、様々なその専門家でスクールソーシャルワーカーの中でも、スクリーニングという言葉が積極的に使われている方もいらっしゃる中で、私たち教育委員会として、どうしていくのかってところは、やっぱり最後は判断して、選択をしていかなきゃならないと考えていますので、これは継続の宿題としてお預かりする形でお願いしてもよろしいですか。

会長

それはそれでいいと思うんです。多分子どもへのシグナルの気づきのシートとかみたいもので、「スクリーニング」って言葉を使うんだったら「スクリーニング」で書いて「子どものシグナル」とか、「子どものしんどさへの気づきのシート」とかみたいのもので、〇〇委員が言っている趣旨はよく分かるので、それはそうだと。

副会長

僕から2点だけ。ちょっとまずはアンケートのことで。まず、他府県・他市で成果を上げているアンケートの一つに子どもたちが GIGA 端末を立ち上げますよね。そこで毎朝、自分の今の心の状態を晴れ・曇り・雨とボタンを押させるんですね。それがずっとたまっていくと急に雨、雨、雨っていうのは何か必ずあるんですね。それで成果を上げてっていうところもあります。それが一つ。せっかく子どもたちが GIGA 端末使っているというのがあるので、そこから何か情報を得るっていうのは、教師の気づき以外に子どもの生の声で分かりやすいか、これちょっとご提案です。ある商社がやっているんですけど、何かそういうところ、できないはずないの。

それともう1個がね、この仕組みづくりということを仰ってたんですけども、〇〇委員おっしゃること非常によく分かって、私〇〇委員のお付きの人だったんですけども、いまだに〇〇委員見ると背筋が伸びるんですけども。要するに、〇〇委員が思っているチーム支援と、先生方のチーム支援にこんな差があったんですね。私たちの市は何をしたかという、ケース会議コーディネーター会議っていうのを毎月開いて、ケース会議ができる人材を徹底的に各学校に養成する時間をとりました、ものすごい時間がかかりましたし、最初えらい抵抗ありました。だけど、もう何年も何年もやっていくうちに、それぞれの学校でケース会議が普通にできるようになって、毎年必ず虐待研修も必ず必ずやっていくことによって、徐々に徐々に広がってきました。先生方は急に変わりません。ただやっぱり何度も何度も継続して同じことを何度もやっていく。大事だということを何度も何度もやっていくっていう仕組みが大事で、事務局おっしゃるように、いろいろ外部の人をたくさん集めるきっかけになったのは非常にいいんですけども、それをどう使うかっていうあたりのコーディネート力っていうのがやっぱり市教委に求められているのかな。〇〇委員、当時ケース会議コーディネーター研って、少し思い出話してもらえませんか。大変ですよ。でもすごい成果が上がりますよね。

委員

ケース会議コーディネーター会の成果はかなりあります。やっぱり第1期生の先生たちが見事に管理職になられていって、他市にも異動されていきましたけど、このところ若い先生たちが次の波で入ってこられて、もう1回そのスタンダードからやっているんですけども、その市ではケース会議について周知をはかっておられるので、躊躇するっていうことよりも、「どこの時間帯にうちの学校でケース会議を入れ込んでいったらいいんだ」とかの課題意識を持っています。今日は実はスクールソーシャルワーカーを活用して、学校がどう変わったのかっていうことについてのケース会議コーディネーター会の発表会だったんですけど、その中でもやっぱりデータベースの話が出たりとか、小中連携がいかにか大事かっていう話が出たりとか、それが絵空事ではなくて、実際のケースの中で有効性を実感しているっていう、そういう発表ばかりで、〇〇委員が今おっしゃったように、学校の先生たちに向けて、スクールソーシャルワーカーをどう使うのか、教育委員会がどういう青写真を描くのかいうところでは、一定の成果は上げていただいているのかと思える発表を、今日聞いてきました。

副会長

はい、もう少しつけ加えるとね、ケース会議っていうのはこれだけ有効性があるもんだというふうに大げさに説明するわけですよ。ケース会議のところに、私が〇〇委員を連れていったらもう魔法のように、中期目標・長期目標・短期目標って状況が改善していくっていうのを、いろんなところで改善するのを目の当たりにして先生方が変わっていくんですね。結局最後は腕です。スクールソーシャルワーカーの。腕のあるスクールソーシャルワーカーを育成しな

くてはいけないので、スクールソーシャルワーカーを入れることが目標ではなくて、スクールソーシャルワーカーに力をつけることが実は一番重要。ですよね。〇〇委員。

委員

スクールソーシャルワーカーの職務は、相手の持っている力を最大限に引き出して、それぞれの機関のミッションが遂行されることで、教育機関としての学校が、全ての子どもにとって、有効な発達支持的な、子どもの可能性を引き出してくれる機関であるように、ワーカーがどうサポートするのかっていうところだと思います。

副会長

だから私も担当としても不明な部分もたくさんあったんで、もう徹底的に教えてもらいましたし、本も何十冊も読みました。後々スクールソーシャルワーカーの学会で発表させてもらった時に、「良く知っているな」と〇〇委員に初めて誉めてもらったんですけどね。やはり、その最新の教育をやっていくにはやっぱり私たち、私も当時教育委員会におったんですけども、教育委員会やっぱり学びが絶対必要です。やっぱりその視点を持ってやっていく必要があるなというのをちょっと言っておきたかった。以上です。

会長

はい。ありがとうございます。ちょっと時間が大幅にオーバーしている状態になってしまっていますが、何か、この提言と今の状況の報告を受けて〇〇委員。もし、今の議論も含めて。

委員

いろいろ興味深く聞かせていただいております、どの委員からの御指摘も、実現するに越したことはないかというふうには感じるころではありますけれども、両先生からあったように、ちょっと中長期的な目標になるものというの、かなり含まれているように感じますので、今年度中、来年中みたいなことばかりではないかと思っております。そうなってくると、やはりこれ先ほど来、〇〇委員のほうから、もうずっと引き継がれていくということの重要性もね、御指摘を頂いたところですけども、そういう学校の現場で引き継がれていくということももちろん大切ではあると思うんですが、当然ながら教育委員会も人事異動があるわけで。教育委員会内でもその中長期的な保障という部分がしっかり継承されていくということを、多分していただいていることだと思うんですけども、この審議会で各委員からいろいろ提言があったことなども、盛り込んで引き継いでいかれることが、中長期的な目標の実現につながっていくと思いますので、「引き継ぎ」という視点を、教育委員会内にも持ち続けていただけることが必要なのかなというふうに聞いて感じております。

会長

ありがとうございます。この論点、あ、そう1個だけすみません。ちょっと SNS のところとも関連しますけども、今、性的動画とか性的写真の、SNS 通じての拡散事件が、めちゃくちゃ多いです。中・高ともにめちゃくちゃ多い状態になっているので、それを、受け取った子の一人が言ってきたとか、周りの子が言ってきたとか、ストレートに被害の子が言ってきたとか、いろんな形で、先生のところに入ってくるんですけど、その後の対応方法。今やっておられると思いますけど、拡散先を少なくとも確認をして、それ以上の拡散をとめる措置を講じるとか、証拠保全せなあかんとか。それからもう今は義務になっていると言っていいと思うんですが、警察と全件、連携して対応しないとあかんとか、そのあとの実際の加害者への指導とか、被害者の支援とか、保護者への説明とか、みたいなのをちょっと、マニュアル化して、その時に、それなりにパンパンパンと対応していかないと、被害が拡散してしまうとか、被害の子どもの傷つきはいずれにしても、めちゃくちゃ大きいので。すごく起こっていますので、基本的にはいじめ重大事態認定せざるを得ない状態になるかな、というふうに思いますので重大事態化を

防ぐという意味でもですね、ちょっと対応方法について、それなりに教育委員会が基本的な方針といいますか、ガイドラインを持って学校現場におろしておかないといけない時代かなと思いますので、もう経験しておられると思うんですけど、そこをぜひ追加させていただいて。

副会長

今のこと、本当に多いです。今、私は関わっている事例は小学校2年生の女の子が教室で盗撮されたんですね、体育の授業のときにね。パンツが写っているというふうにお母ちゃんが、担任の先生に言ったら、担任の先生が50代後半のおじいちゃん「小っちゃいころ、スカートめくり私もよくやりましたわ」で済ませちゃったんです。もうそれでお母ちゃんもカンカンに怒って、もう泥沼になっているんですけどもね。何が言いたいかというと、私たちの小っちゃい頃感覚と、それが盗撮されてネットに上がるかもしれへん恐怖とか、もう傷つきつついうのはものすごいことなので、それはやはり特筆して教えとかなないと、子どももやっぱり「これぐらいやんけ」って思うんですよね。特に男の子って、もう何か「うんこ・おしっこ・おちんちん」の世界やからね。だからやっぱりそれは、ともう小っちゃいときから教えておくべきだと思います。

子どものネット利用が50%を超えるのは2歳なんです。今ね、2歳。だから、もう彼らはネットというのが当たり前になっているので、やっぱり小学校1年生が2歳から考えたら3、4、5、6。もう4、5年使っている状況なので、何かやっぱり彼らは色んなものを慣れてる子も多いです。だからそれは、市としてやっておかないと、絶対手遅れになるし。どこまでそれが先生方が知っているかは分からないが、教育委員会としては絶対通達しておかないと、もう非常に大変な状態になるかなと。特に今回、こういう事態があったので、自治体がこれ絶対やっとなないと、報われないです。

委員

すみません、時間がないのに。今、少年事件をたくさん扱っている関係でも、御指摘のとおり、そういった性的な動画とか写真とか、要は児童ポルノの作成とかで、非行だということでですね、事件化して家庭裁判所で審判になっているのが山ほどございます。本当に、どこかよそで起こっているということではなくてもう、山ほど身近なところで起こっているという認識が必要だと思います。ただ、もう「撮影された」とかいう加害・被害の関係性にあるものばかりではなくてですね、もう自ら撮影して、誰に言われたわけでもなくそれを人に送ったり、投稿していたりとかいうパターンもあるわけで。自分がやっていることなんで、誰かにさせられてとかじゃないパターンもあるんですけども、そういうことをしているお子さんの心理状態というか、なぜそんなことをするのか。背景にどんな要因があるのか、家庭環境もあったり、自己肯定感の問題だったり、いろいろあると思うんですけども、ちょっと自らするお子さんも中にはいらっしゃるところも念頭に置いていただいて、それが直いじめではない、いじめにつながるわけじゃないですが、何かその子が抱えている問題の表れではあると思うのでね。何かそのネット上に、そういったものがあるという情報を入手されたときの、学校ないし市教育委員会の対応として、もちろんいじめを疑うというのも大切なポイントではありますが、その子自身の抱える問題という視点も持っていただきたいなというふうには、少年事件をやっている中で非常に感じております。すみません時間がない中で。

会長

はい。じゃあ、次第の1については、これで終了させていただいて。

副会長

すみません。1というのはこの提言の1ですか。

会長

そうです。

副会長

ちょっと、もう1個だけ。すみません。9番の生徒向け人権教育いじめ予防教育の充実のところにあってね、先ほどちょっとお伝えしたんですけれども、ここにはね、大人による大人の対策しか書かれていないんですね。いじめはね、特にネットのいじめは、これはもう子どもたちの中で起こって、教師は見抜けないんですよ。ジャイアンがのび太をいじめている時は、ジャイアンが先生の前でバカーンとどつくから、先生が「ジャイアンやめなさい」って言えたんですけれども、家帰ってやっているわけですよ。見えないわけですよ。だから、それを解決するのは先生ではなくて、それを見ている生徒なんですね。よく昔言われたのは「傍観者になるな」「おまえら止めんか」でも、止めたらやられるわけですよ。やっぱりどうやって止めるか含めて、やっぱり私たちは、大人として子どもたちに教えていかないとあかんと思うんですよ。「こうやってやらなあかんねんで」と。もっと言うと「これもいじめやねんで」ということを教えてあげなければいけないので、やはりこの9番のところに、子どもたち自身に教えるとか、子どもたち自身に考えさせる、というのがないと、また絶対起きます。だから大人が考えてはい終了、大人が教えてはい終了、〇〇委員の話にもつながるんですけれども、外側は固めたんですけれども、教員、もっと言うと子どもたちの中にやっぱり考えさせなきゃいけないというかね。私が関わった複数の市では、そのあと子どもたちを集めて、中学校で起きたところは中学校を集めて、中学生にいじめについて考えさせる機会をね、各生徒会を集めてやるとかをしてきて、自分で自分の首絞めるということになるかもしれませんが、何かねそういう機会がないと、子どもたちってというのは本当に変わらないと思います。そういう機会をつくらいいいというのが提案で、

もう1個は、記名のアンケートもこれ非常に重要なんですけれども、もう一つ無記名のアンケートも、僕はあっていいと思います。質問は4つです。1つは、「この1年いじめを見たことがあるか」危険ですけどもね。「この1年いじめられたことはあるか」、「この1年でいじめてしまったことはあるか」、「あなたはいじめを見たときどうしますか」、この4問を聞いていると大体のことが分かります。でも、無記名なので、誰にも伝えられない、分からないのがあれば、学校名だけ分かる形にしておけば分かりますよね。GIGA 端末からいくからね。どの学校でいじめが多いか、これ管理職反対しますよ、別の理由で。だけどそこまでしないと報われないと僕は思います。そこで、その結果をもとに子どもたちに、生活アンケートを含めてやっていくと、本当の実態が分かって、学校ごとの危険度が把握される、それこそアラートか鳴るということです。それはどの学校、どのクラスにもいじめがあって当然だ、というふうに文部科学省は言っているんで、いじめがあることがマイナスではないんです。管理職も、その学校の先生も焦ることは全くなくて、子どもたちによく言わせてくれたと。教育委員会は絶対に管理職責めたら駄目ですよ。この視点非常に重要。子どもたちには、どの学校が多いというのは教えてはだめですよ。子どもたちの自尊心が下がるんだよね。ただ、教育委員会とか管理職とか教員は知っていて、やっぱり徹底的にそこは検証もしなきゃいけないし、やらなきゃいけないと思いますよ。それをしないと、やっぱりいじめっていうのは、なくならないと。そこでちゃんと子どもたちに、じゃあいじめの被害者はこういう状況にある、いじめの加害者はこういう状況にある。ある市で調べたら、1年間に「いじめの加害をしたことがある」というふうに答えている子どもは、他の子どもに比べて勉強に自信がない、それから部活に参加してない、クラスで認められていると思ってない、それから家が安心できる環境じゃないんですよ。それやるときに、ものすごい校長会から反対を受けたんですが、やったんですね。そうするとそれをもとに子どもたちが話し合ったことによって、もう雰囲気もすごく変わりました。やっぱり、本気で対策するならば、子どもたちを本気にさせないといけないなという風に、僕も感じていますので、ぜひ、御検討いただけたらなと思います、

以上です。

会長

はい。今のイメージ的には提言9の「いじめ問題を自分事と捉え、児童生徒が正面から向き合うことを目的とする主体的ないじめ防止教育」はそうですね。そのことをイメージしていると思うので。

副会長

そうです、その一例です。

会長

そこを SNS の使い方教育等も全部絡まってくる。性教育的なことにも全部絡まってくる。是非よろしく、お願いします。

では、もう既に本当は終わらないといけない時間になっていると思うんですが、ちょっと資料2のところは、一応そういう取組も含めて、いじめの認知件数について、簡単にちょっと御報告頂いてっていうふうに思いますので、はい。

事務局

はい、それでは市内小中学校におけるいじめ認知件数等について報告いたします。資料2を御覧ください。まず1については門真市内小・中学校のいじめ認知件数の推移、今年も入れて過去5年度のケースをグラフにしたものです。

いじめの積極的認知と早期発見・対応を周知してきたことで、小中学校共に増加傾向にあります。なお、例えば令和2年度と令和5年度を比較すると児童生徒数が約1,000人減少しておりますので、児童生徒数に対する認知件数を割合で見ると小学校では令和2年13.7%に対して令和5年度は24.3%、中学校では令和2年度4.6%に対して令和5年は16.8%と、どちらも10%以上増加しております。これについては法に基づいたいじめの積極的認知が進んでいるものと捉えております。一方で、1校あたり100件を超える学校もある中で、いじめ認知はしたがその後の被害へのケアと支援、加害への指導、継続的な見守りは十分かどうか、逆にやや認知件数が少ない学校では、認知漏れのケースはないか等を学校担当者と確認しながら、より適切ないじめ対応となるよう学校に指導助言しております。

次に2の「（教育委員会による）いじめ対応に係る取組について」です。先ほど事務局よりご説明したとおり、各校において生徒指導対応の校内研修や道徳や特別活動等を活用したいじめ防止授業は行っておりますが、こちらは教育委員会としてのいじめ対応に係る施策、取り組みについて挙げております。

「いじめ問題対応研修」については、審議会の提言を受けて今年度より全校実施している教職員研修となります。法の理解やいじめの定義等の基礎的なものに始まり、いじめ認知のケースワーク、対応についての記録の重要性まで網羅した内容となっており、教員の理解が深まったのではないかと捉えております。一方で、いかに日常的に、全職員がアンテナを高く持ちながら対応できるかが課題であると考えております。

「門真市いじめ問題対策連絡協議会」についてはこれまでも実施してきたものでありますが、多職種連携がさらに進むよう、関係諸機関との協議やケースワーク等を行い、新たな連携が始まることを狙って内容の充実を図っております。

「弁護士によるいじめ予防授業」については、先ほど事務局よりご説明したように、大阪弁護士会のご協力を得ながら、児童生徒に直接、弁護士の先生からいじめ予防授業を行っていただいております。専門性を活かした内容と道徳的なアプローチで、子どもたちも改めていじめについて考え、自分の行動を振り返ることが出来たと報告を受けており、効果を実感しております。実際に、ケースワークというか、子ども達が役を演じながらいじめについて考える機会があったと聞いております。一方、これが単発の取り組みとならないよう、教員によるいじめ予防授業等と合わせて継続的かつ効果的な取り組みとなるよう、学校に対して助言しております。

最後に3、いじめを認知するタイミングです。こちらも先ほど事務局よりご説明したように、現在の門真市では、かつてのいじめアンケートを拡大し、生活アンケートを学期ごとに行って

おります。アンケートで心配回答をした児童生徒については速やかに教育相談を行い、早期対応に努めています。また、生活アンケートのうち、命や心身の安全につながる項目については、令和5年度より全校実施を始めました門真市版スクリーニングシートに反映させ、先生の見立てと児童生徒の回答を並列で載せ、SC・SSW と連携しながらスクリーニングシートをチェックし、小さな変化も見逃さないよう努めております。これにより、以前よりもSCに繋いだり、ケース会議を行う事例が増えたように思います。

さらに、教員が子どもたちの小さなSOSを見逃さず受け取れるように研修を行ったり、教員が個人で問題を抱え込むことの無いよう、校内いじめ防止対策委員会や生徒指導事案を共有する場の設定、組織的な対応を行えるように各校で体制が整備されております。

以上、市内小・中学校の状況についての報告でございます。

会長

はい、ありがとうございます。御質問なり御意見ありますか。

副会長

これ、言わなくてもいいんですけども、これもある市で関わっていたことなんですけれども、こういうグラフを見て市長が怒るんですよ。「いじめ増えているじゃないか。どういうことや」とね。その認識をやっぱり、御家庭とか、一般の方にやっぱり考え直してもらおうというのが一番大事で。まず、いじめはどこの学校どこのクラスもあるということを、再度やっぱり言っていかなきゃいけない、と思います。その上でやっぱり、私たちの学校はいじめられている子、いじめてしまう子、どちらも減らしていけるような体制づくりをしないといけないというのは、何度も何度も言っていないと。ともすれば、クラスでいじめが発生したあの先生は「外れ」や、そんな噂になってしまうので。このグラフの見方、先生方もそういうところがまだまだあるんですね、昔の特に小学校なんかは、学級王国の色濃く残っている地域が門真では多いと聞きます。他市でも多いですけど、だから、やっぱりその辺りの見方というのを改めて押さえていく必要があるかなというふうに感じました、以上です。

会長

はい、ありがとうございます。1点だけ。認知件数が極端に低いとかっていうところは、無くなっていますかね。

事務局

極端に低いっていうのがなくなって、どの学校も増加していつている状態で、逆に極端に増えたというか、積極的にこの認知しようという学校が増えてきているなという印象です。

副会長

そこは3ヵ月後に見直すという、ちゃんと改善率もちゃんと上がっているんですか。

事務局

しっかりと3ヵ月の期間を意識しながら、それだけじゃないですけど、継続的に見守りと確認をしながら、いじめの解消なのか、継続対応が必要なのか、逆に同じ子に新たないじめ行為が起きていないか確認はしながら、一応そこも徹底されてきている。

会長

校数がね、ちょっと多かったら、認知件数がゼロみたいなのところがあったりするけど、そういうとこないですね。

事務局

はい。

副会長

それは、よかったですね。

会長

はい。では一応これで次第2まで、終了ということで話させていただきます。〇〇委員いいですね。

委員

はい。

会長

はい。では次第3が、いじめ重大事態の発生状況についてなので、これは非公開とさせていただきます。では、先に次第4の「その他」ですね。その他の検討事項、私のほうは特別今持っていないんですけど、皆さんのほうでは追加で検討していただくことっていうのはないですかね。

各委員

ないです。

会長

〇〇委員のほうも、特別、その他で追加で検討していく事項とかは無いですかね。

委員

ありません。

会長

はい、分かりました。

それでは、これ以降の会議は非公開とさせていただきますので、傍聴者の方は退出願います。

《傍聴者 退室》

(内容は審議会決定により非公開)